

## 同志社大学政法会委員及び監事候補者選出規程

### (目的)

第1条 同志社大学政法会委員及び監事候補者選出規程(以下、本規程という。)は、同志社大学政法会会則(以下、会則という。)第12条第5項の規定に基づき、委員及び監事候補者の選出に関する事項について詳細を定める。

### (選出事由)

第2条 常務委員会は、次の各号の一に該当する場合に、委員及び監事候補者を選出する。

- (1)委員又は監事の任期が、満了するとき。
- (2)委員又は監事が、辞任を申し出たとき。
- (3)委員又は監事が、死亡等により欠員となったとき。

2 委員が、前項第2号又は第3号の事由により欠員となったときは、前項第1号に定める任期の満了に合わせて選出することができる。

3 監事が、第1項第2号又は第3号の事由により欠員となったときは、速やかに総会で補充しなければならない。

### (選出期限)

第3条 委員及び監事候補者の選出は、原則として任期満了日の1ヶ月前までに行う。

### (委員立候補者資格)

第4条 委員立候補者は、同志社大学政法会(以下、本会という。)の活動内容の趣旨を理解するとともに、その目的達成に意欲を有している者のうち、次の条件を全て満たす者から選出する。

- (1)本会会員

(2)入会金・終身会費を納入している者

(3)総会、常務委員会、執行委員会等の諸会議及び事業・行事に出席可能な者

(監事立候補者資格)

第5条 監事立候補者は、本会の活動内容の趣旨を理解するとともに、その目的達成に意欲を有している者のうち、次の条件を全て満たす者から選出する。

(1)本会会員

(2)入会金・終身会費を納入している者

(3)監事の業務の趣旨を理解していること。

(4)副会長、常務委員、委員、監事の経験者

(5)総会、常務委員会等の重要な会議に出席可能な者

(委員及び監事候補者選出広報)

第6条 委員及び監事候補者の選出広報日は、任期満了の5ヶ月前までとする。

2 前項の選出広報は、原則として本会の会報及びホームページで次の各号により会員に告知する。

(1) 立候補届出開始日は、3月20日とする。(起算日)

(2) ただし、3月20日が休日の場合は、その翌日とする。

(3) 立候補届出締切日については、届出期間を3ヶ月とし、起算日に相当する日の前日に満了するものとする。ただし、応答する日の前日が休日の場合は、その翌日とする。

(新人の立候補及び取下げ)

第7条 新たに委員又は監事に立候補する場合において、自薦のときは立候補届出書(様式Ⅰ)及び抱負書(様式Ⅱ)を、他薦のときは同意書(様式Ⅲ)及び推薦書(様式Ⅳ)を、選出広報日から立候補締切日までに本会事務局に提

出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、郵便書留（レターパックも可）による郵送又は本会事務局へ直接持参するものとする。

3 第1項の場合において、やむをえない事由がある場合には、立候補を取り下げることが出来る。

#### （現職の立候補及び辞退）

第8条 現職委員が立候補を希望しない場合には、前条第1項に定める期間内に、辞退の意思表示を記載した所定の辞退届を本会事務局宛てに提出しなければならない。

2 現職監事が立候補を希望しない場合には、選出広報日の1ヶ月前までに、辞退の意思表示を記載した書面を本会事務局宛てに提出しなければならない。

3 現職委員又は監事が第1項又は前項に定める辞退の意思表示をしない場合には、立候補するものとみなす。この場合、前条第1項に定める書類の提出は不要とする。

#### （立候補者の確定）

第9条 本会事務局は、新人委員及び監事立候補者受付書類一覧表（様式Ⅳ）を作成する。

2 総務委員長及び本会事務局は、前項一覧表に基づき提出書類を確認の上、押印する。

3 本会事務局は、前条に基づき抽出した立候補者と前項で確認した立候補者とを纏めて委員及び監事立候補者一覧表（様式Ⅴ）を作成する。

4 総務委員長及び本会事務局が、前項一覧表を確認の上押印することにより立候補者が確定する。

#### （委員及び監事候補推薦委員会）

第10条 委員及び監事候補者の事前審査及び選定機関として、委員及び監事候補推薦委員会（以下、委員等推薦委員会という。）を設け、常務委員会に委員及び監事候補者を推薦する。

2 委員等推薦委員会は、各執行委員会委員長及び副会長（卒業年別記念同窓会委員会担当）で構成する。

3 委員等推薦委員会の委員長（以下、委員長という。）は、総務委員長とする。

4 委員長及び委員等推薦委員会委員（以下、推薦委員という。）の任期は、委員及び監事候補者の選出広報日から常務委員会で委員及び監事候補者を決定した日までとする。

5 委員長又は推薦委員で、かつ、立候補者である場合には、中立の立場を守らなければならない。

6 推薦委員がやむを得ない事由により委員等推薦委員会を欠席する場合は、当該推薦委員が所属する各執行委員会の副委員長が代理で出席しなければならない。

7 委員等推薦委員会は、第4項の常務委員会で委員及び監事候補者を決定した日に解散する。

（委員及び監事候補者推薦手続き）

第11条 委員等推薦委員会は、第9条で確定した立候補者を提出書類等に基づき審査を経て常務委員会に推薦する。

（委員等推薦委員会の表決数）

第12条 委員等推薦委員会で議決を要する場合は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定する。同数の場合は、委員長が決定するものとする。

（委員及び監事の選任）

第13条 第11条に基づき委員等推薦委員会から常務委員会に推薦された立

候補者は、常務委員会で議決のうえ総会に推薦し、総会において委員及び監事として選任する。

(委員の増員)

第14条 現職委員又は監事の任期中に委員を増員・補充する場合は、他薦に限りこれを認める。なお、この場合には、第6条に規定する委員選出広報及び第11条に規定する委員等推薦委員会による推薦手続を省略することができる。

2 前項に基づき立候補を希望する者は、同意書(様式Ⅲ)及び推薦書(様式Ⅳ)を総務委員会が定める日までに本会事務局宛てに提出しなければならない。

(所掌)

第15条 委員及び監事候補選出に係る事務は、総務委員会が所掌する。

(本規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、2020年3月7日から施行する。

本規程の改正は、2021年7月17日から施行する。

本規程の改正は、2024年3月9日から施行する。